

## 資料1 地球温暖化とは

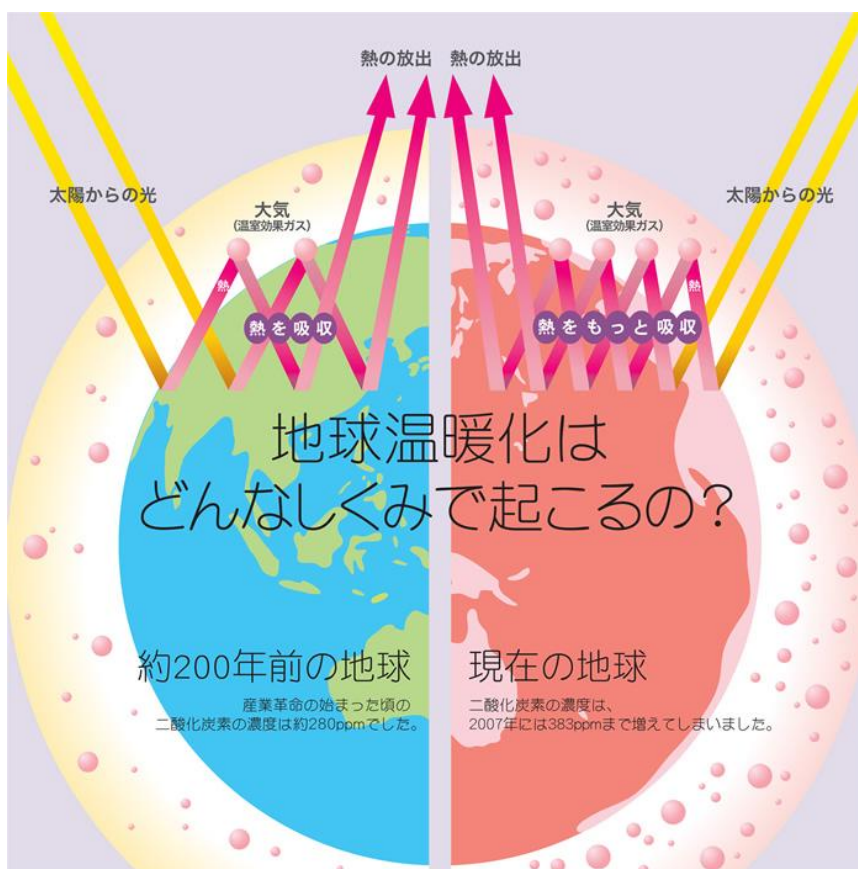
### 1 地球温暖化のメカニズム

地球に降り注ぐ太陽の熱が、地球の表面を暖めます。暖められた地表からも、熱が放射されます。地球を覆う大気には、さまざまなガスが含まれていますが、この中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などは、この地表からの放射熱を吸収し、再び地表に戻す（再放射）という働きがあります。このようなガスが、「温室効果ガス」と呼ばれています。

再放射のおかげで、地球の平均気温は14℃前後と、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。温室効果ガスによる再放射がなければ、地表からの放射熱はすべて宇宙に逃げ出してしまい、地球の平均気温はマイナス19℃くらいになると予測されています。つまり、「温室効果」そのものは、私たちが生きていく上で不可欠な現象なのです。

しかし、産業革命以降、人間活動は活発化し、電気やガスなど多くのエネルギーが必要となり、それに伴って多くの化石燃料が燃焼されました。こうした人間活動の拡大により、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これを「地球温暖化」と呼んでいます。

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト  
(<http://www.jccca.org/>)

## 2 地球温暖化の現況と今後の影響

2007（平成19）年に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書によると、世界の平均気温は2005年までの100年間で0.74℃上昇し、平均海面水位は17cm上昇したことが示されています。また、化石燃料の使用による二酸化炭素の排出といった人為的要因が大きいとしています。さらに、21世紀末における世界の平均気温の上昇量を、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会では、約1.8℃（1.1～2.9℃）とし、高度経済成長が続く中で化石エネルギーを重視した社会では約4.0℃（2.4～6.4℃）と予測されています。

このまま地球温暖化が進むと、気温の急激な上昇に伴う様々な地球環境への影響が予測されています。地球温暖化は世界の特定の地域だけの問題ではありません。日本においても、気候の変動が農林業、生態系、水資源、人の健康などに影響を与えることが予想されています。

地球温暖化の各分野への影響

| 分野      | 影響                                                  |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 食料      | コメの品質低下、リンゴの生産地の北上、サケ類の生息域の減少・ニシンの生息域の北上 など         |
| 水環境・水資源 | 渇水の危険性、集中豪雨の増加 など                                   |
| 自然生態系   | 高山植物の減少、マツ枯れの拡大、淡水域における種の分布域変化、新たな外来種の侵入 など         |
| 防災・沿岸域  | 台風の増加、海面上昇による砂浜の消失 など                               |
| 健康      | 熱中症患者数の増加、感染症発生地域の拡大、熱ストレスの増大 など                    |
| 生活      | 穀物価格等の高騰、季節感の喪失<br>猛暑日や熱帯夜の増加による日常生活のストレス・不快感の増加 など |

出典：気候変動への賢い適応（環境省 地球温暖化影響・適応研究委員会）

### 3 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガスの種類

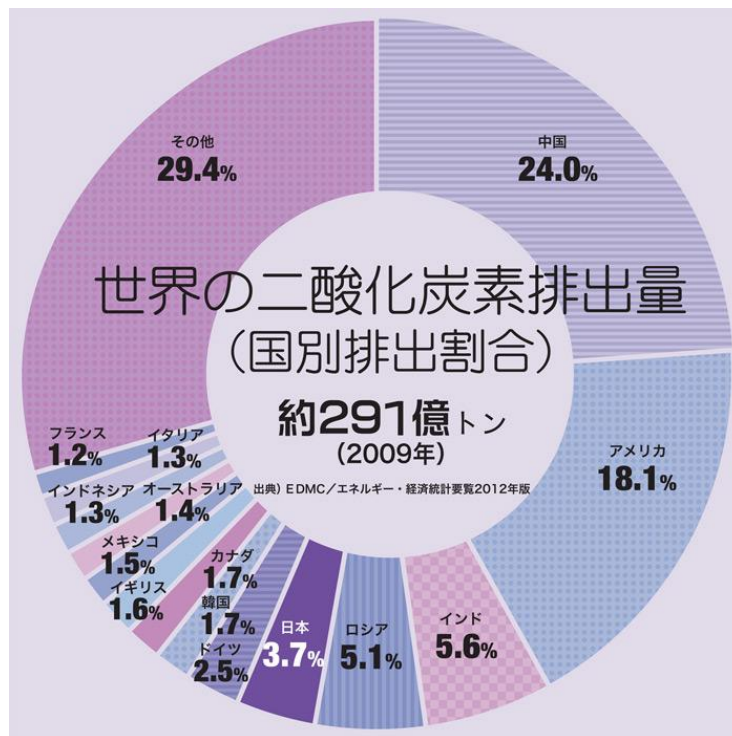
人為的に発生する温室効果ガスとしては、二酸化炭素の影響が最も大きく、その発生源は家庭生活や企業の事業活動での電気、ガス、ガソリンなどの使用（化石燃料の燃焼）によるものが全体の9割を占めています。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスについて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種類のガスを対象ガスとしています。

| 種類                           | 人為的な発生源                                                  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 二酸化炭素<br>(CO <sub>2</sub> )  | 産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。  |
| メタン<br>(CH <sub>4</sub> )    | 稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが全体の半分を占める。また、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。 |
| 一酸化二窒素<br>(N <sub>2</sub> O) | 燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割～4割を占める。                      |
| ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)          | エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。オゾン層を破壊しない代替フロン。    |
| パーフルオロカーボン類(PFCs)            | 半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。                             |
| 六フッ化硫黄<br>(SF <sub>6</sub> ) | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。                         |

(2) 世界と日本の温室効果ガス排出状況

世界の二酸化炭素の排出量は2009（平成21）年で約291億トンとなっており、日本はそのうちの約4%を占め、世界第5位の排出国になっています。

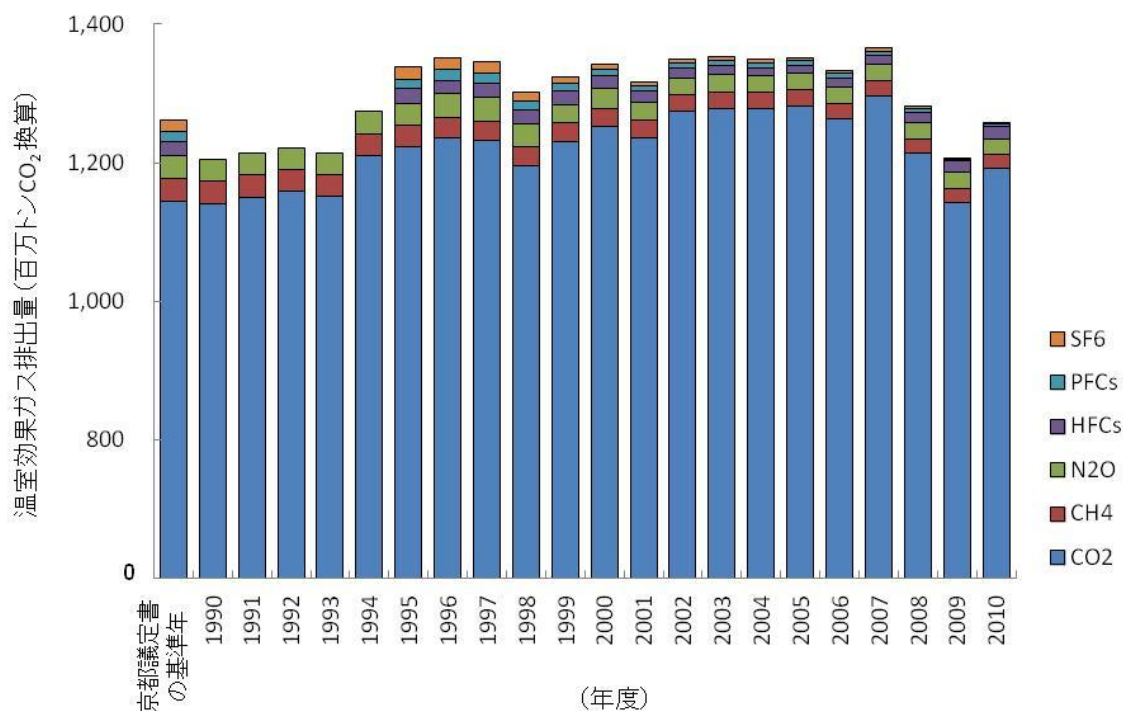


出典：EDMC/エネルギー・経済統計要覧 2012 年版

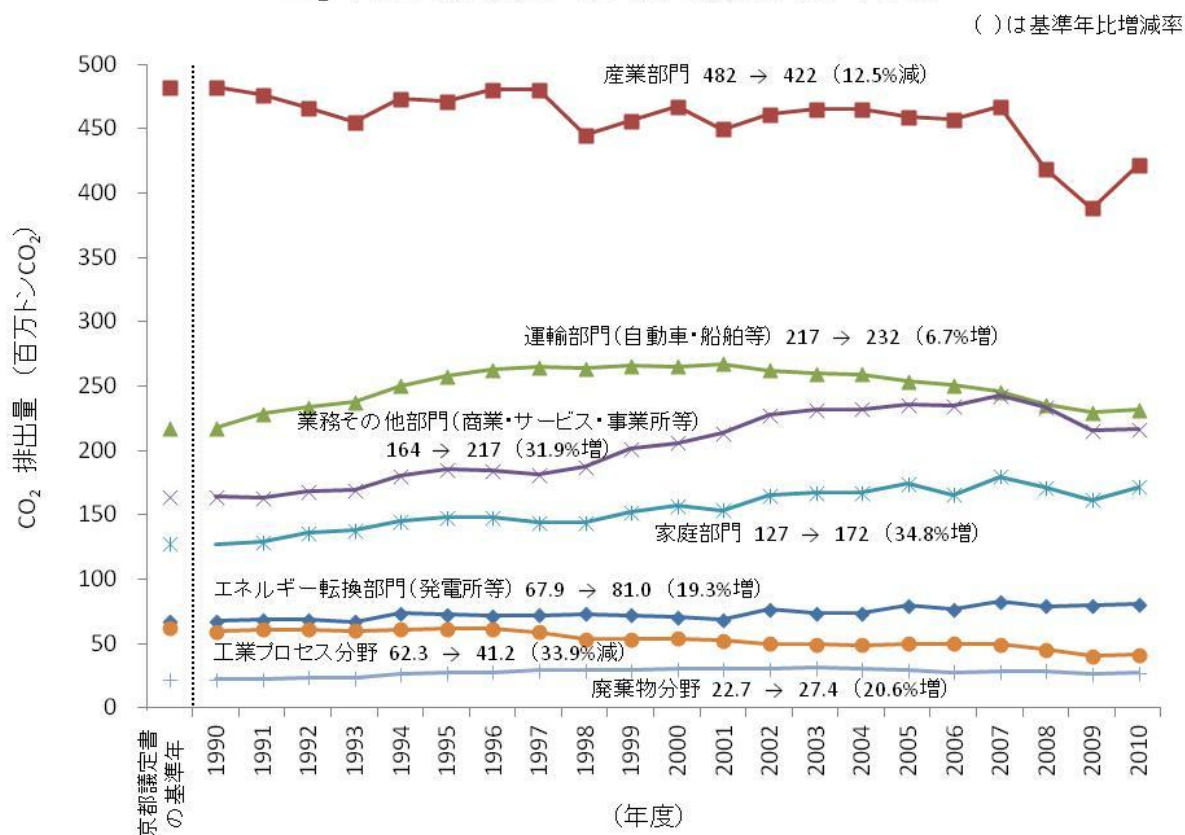
日本の2010（平成22）年度の温室効果ガス総排出量は、12億5,800万トン（二酸化炭素換算）でした。京都議定書の規定による基準年（1990年度。ただし、HFCs、PFCs 及びSF6 については1995年）の総排出量（12億6,100万トン）と比べ、0.3%下回っています。また、前年度と比べると4.2%の増加となっています。この総排出量のうち、9割以上を占める二酸化炭素の2010（平成22）年度の排出量は11億9,200万トン（1990年度比4.2%増加）となっています。

また、部門別にみると、産業部門が1990年度比で12.5%の減少となっているものの、運輸部門が6.7%、業務その他部門（商業・サービス・事務所等）が31.9%、家庭部門が34.8%の増加となっており、運輸部門と業務その他部門、家庭部門の伸びが顕著となっています。

### 温室効果ガス排出量の推移



### CO<sub>2</sub>の部門別排出量(電気・熱配分後)の推移



## 資料2 酒田市全域の温室効果ガス排出量（推計値）

平成22年度の本市全域における温室効果ガス排出量は793.6千t-CO<sub>2</sub>であり、前年度より5.5千トン減少していますが、家庭・業務部門においては増加しています。

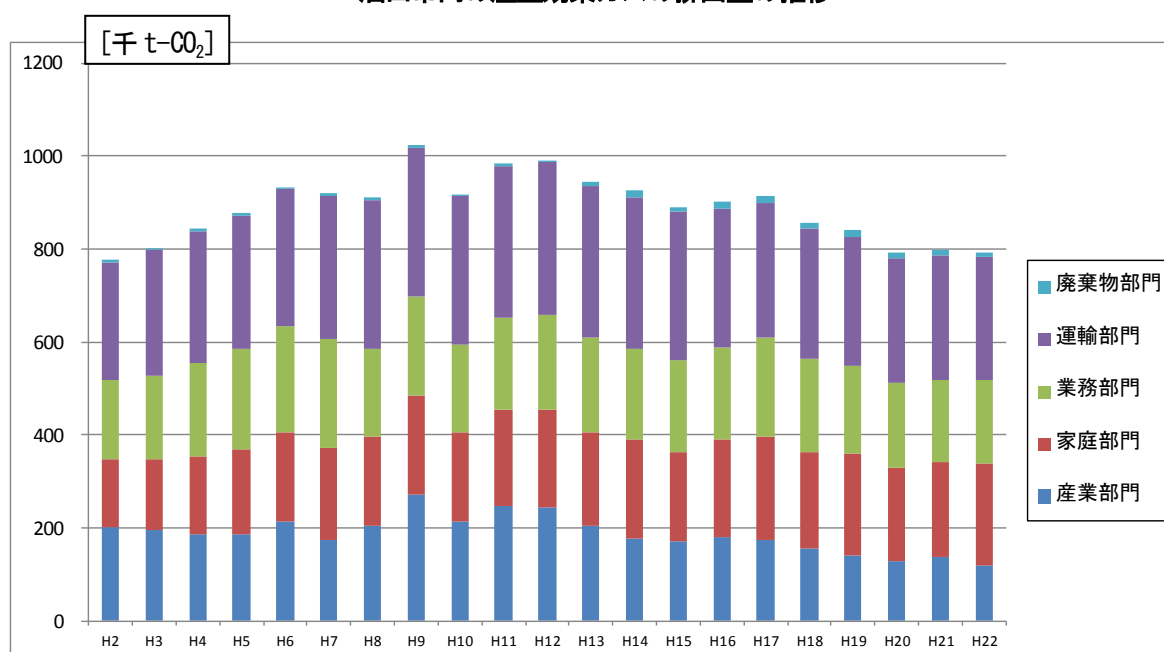
京都議定書が定める基準年度である平成2年度と比べると、平成9年度の31.6%の増加をピークに、それ以後は減少傾向にあり、平成22年度では2.0%の増加になっています。しかし家庭部門においては平成2年度比50.8%の増加となっています。

※ 酒田市内の温室効果ガス排出量は、平成22年8月に環境省より示された「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」を参考に算定

### 酒田市内の温室効果ガスの年度別排出状況

| 温室効果ガス排出量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) | H2年度         | H3年度  | H4年度  | H5年度  | H6年度  | H7年度  | H8年度  | H9年度   | H10年度        | H11年度  | H12年度  | H13年度 |
|------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------------|--------|--------|-------|
| 産業部門                               | 202.1        | 196.1 | 185.7 | 185.8 | 214.8 | 174.8 | 206.0 | 271.4  | 214.4        | 248.7  | 243.1  | 203.8 |
| 家庭部門                               | 145.4        | 152.5 | 168.4 | 182.3 | 191.3 | 196.6 | 190.3 | 214.3  | 192.1        | 206.8  | 211.2  | 203.2 |
| 業務部門                               | 170.6        | 179.6 | 202.4 | 217.3 | 229.0 | 236.9 | 190.6 | 211.0  | 188.8        | 196.8  | 204.4  | 204.0 |
| 運輸部門                               | 253.6        | 269.4 | 281.8 | 286.7 | 293.8 | 306.3 | 319.0 | 320.9  | 318.5        | 327.0  | 329.1  | 325.8 |
| 廃棄物部門                              | 6.3          | 5.6   | 6.5   | 7.0   | 4.8   | 5.5   | 5.8   | 6.0    | 4.3          | 4.9    | 4.4    | 8.2   |
| 合計                                 | <b>777.9</b> | 803.2 | 844.9 | 879.2 | 933.7 | 920.0 | 911.7 | 1023.6 | 918.1        | 984.2  | 992.1  | 945.1 |
| 温室効果ガス排出量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) | H14年度        | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度  | H22年度        | 前年度比   | H2年度比  |       |
| 産業部門                               | 177.4        | 170.6 | 180.3 | 172.8 | 155.2 | 142.0 | 128.4 | 136.8  | 119.0        | -13.0% | -41.1% |       |
| 家庭部門                               | 212.2        | 193.6 | 209.9 | 223.3 | 206.5 | 219.3 | 201.7 | 205.4  | 219.3        | 6.8%   | 50.8%  |       |
| 業務部門                               | 197.2        | 198.1 | 199.4 | 213.1 | 203.3 | 187.0 | 181.2 | 177.9  | 180.7        | 1.6%   | 5.9%   |       |
| 運輸部門                               | 325.4        | 317.9 | 297.6 | 289.9 | 280.2 | 278.5 | 270.6 | 266.2  | 263.7        | -0.9%  | 4.0%   |       |
| 廃棄物部門                              | 14.2         | 11.5  | 13.9  | 14.3  | 12.8  | 13.4  | 11.6  | 12.9   | 11.0         | -14.8% | 76.0%  |       |
| 合計                                 | 926.3        | 891.6 | 901.2 | 913.3 | 858.0 | 840.1 | 793.5 | 799.1  | <b>793.6</b> | -0.7%  | 2.0%   |       |

### 酒田市内の温室効果ガスの排出量の推移



## 資料3 削減目標の設定

### (1) 温室効果ガス総排出量の削減目標

第1期実行計画における温室効果ガス総排出量は、平成22年度までの5年間の平均で平成16年度比7.4%の削減となっており、目標(-5%)を達成することができました。そこで、第2期実行計画においてもさらなる削減を目指し、「省エネ法」と連携を図りながら目標を設定することとします。

したがって本市における温室効果ガス総排出量の削減目標は、「省エネ法」に基づき、2011(平成23)年度を基準年度として、エネルギー使用量を年平均1%以上低減させる必要があるため、温室効果ガスの削減についても年平均1%とし、5年間で5%(1,262t-CO<sub>2</sub>)削減すると設定します。

なお、平成24年度現在の対象課・施設について適用するものとし、新設される施設等の温室効果ガス排出量については、基準年度との比較ができないため、排出量の実績数値からは除くものとします。ただし、それらの施設においても本計画や省エネ法における中長期計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けて取り組むものとします。

### (2) 電気使用量の削減

第1期実行計画における電気使用量は、5年間の平均で平成16年度比6.2%削減しており、削減目標(-5%)を達成することができました。しかし電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度以降横ばいで推移し、総排出量に占める割合も大きくなっています。また原子力発電所の停止などにより電力供給量が全国的に低下している状況です。そこで第1期実行計画に引き続き重点項目として電気使用量の削減を特に取り組んでいく必要があります。

そのため、第2期実行計画では、電気の使用量をさらに削減するため、平成23年度比7.0%削減とします。その結果、目標削減量は、1918980kwh(一般家庭約400世帯分の年間使用量に相当)となり、約2,500万円の経費削減につながります。

(※ 一般家庭の年間電気使用量：約4,734kWh((財)省エネルギーセンター、待機時消費電力調査報告書(平成20年度)より引用)、約13円/kWh(東北電力HP「電気供給約款」業務用電力より引用)

### (3) 燃料使用量の削減

#### ① 灯油使用量

第1期実行計画における灯油使用量は、5年間の平均で平成16年度比16.4%削減しており、削減目標(-7%)を達成することができました。しかし灯油の使用に伴う温室効果ガス排出量は、総排出量に占める割合が約13%と電気に次いで大きく、第1期実行計画に引き続き重点項目として取り組んでいく必要があります。

そこで、第2期実行計画では、平成23年度比5.0%削減することとします。その結果、目標削減量は、81,385Lとなり、約680万円の経費削減につながります。

(※ 灯油：90円/L(H24年12月分燃料単価表より引用))

#### ② A重油使用量

第1期実行計画におけるA重油使用量は、5年間の平均で平成16年度比26.5%削減しており、削減目標(-7%)を達成することができました。また平成18年度以降減少傾向にあることから、

第2期実行計画では、目標年度である平成29年度の削減目標を、基準年度である平成23年度と同一の水準とし、現状維持に努めることとします。

### ③都市ガス使用量

第1期実行計画における都市ガス使用量は、5年間の平均で平成16年度比61.6%削減しており、削減目標（-7%）を達成することができました。都市ガスについては、平成18年度に熱量変更が行われたため、削減量が大きくなっています。温室効果ガス排出量で比較した結果は、平成16年度比10%削減している状況です。平成18年度以降減少傾向にあることから、第2期実行計画では、目標年度である平成29年度の削減目標を、基準年度である平成23年度と同一の水準とし、現状維持に努めることとします。

### ④LPG使用量

第1期実行計画におけるLPG使用量は、5年間の平均で平成16年度比4.4%増加しており、削減目標（-7%）に達成していない状況です。給食室での調理器具の設置や衛生面を考慮した給湯温度の上昇の影響と思われるが、第1期実行計画に引き続きこまめな火力の調整をはじめ効率のよいガスの使用について取り組んでいく必要があります。

そこで、第2期実行計画では、LPGの使用量を削減するため、平成23年度比5.0%削減とします。その結果、目標削減量は、6,824kgとなり、約210万円の経費削減につながります。

（※ LPG：325円/kg（日本LPガス協会より引用））

## （4）公用車の燃料使用量の削減

### ①ガソリン

第1期実行計画におけるガソリン使用量は、5年間の平均で平成16年度比14.3%削減しており、削減目標（-5%）を達成することができました。しかし職員へのエコドライブ等の情報提供などで削減できる可能性が残っています。今後も更新の際は低公害車の導入に努め、公用車の適正（安全）運転の徹底に取り組んでいく必要があります。

そこで、第2期実行計画では、平成23年度比5.0%削減することとします。その結果、目標削減量は、5,670Lとなり、約70万円の経費削減につながります。またハイブリッド車などの低公害車の割合（台数ベース）を25%以上とするとします。

（※ ガソリン146円/L（H24年12月分燃料単価表より引用））

### ②軽油

第1期実行計画における軽油使用量は、5年間の平均で平成16年度比37.2%削減しており、削減目標（-5%）を達成することができました。また軽油を使用している公用車の減少の影響もあると思いますが、平成18年度以降減少傾向にあります。しかし軽油についてもガソリンと同じように、職員へのエコドライブ等の情報提供などで削減できる可能性が残っています。今後も公用車の適正（安全）運転の徹底に取り組んでいく必要があります。

そこで、第2期実行計画では、平成23年度比5.0%削減することとします。その結果、目標削減量は、8,686Lとなり、約100万円の経費削減につながります。

（※ 軽油126円/L（H24年12月分燃料単価表より引用））



(5) 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取組

温室効果ガス総排出量の削減目標が、平成23年度比5%の削減であることから、温室効果ガスの排出に間接的に抑制する取組項目である水道使用量及び紙類使用量の削減目標も、平成23年度比5%削減することとします。その結果、水道使用量では、約19,175t(25mプールでおおよそ50杯分)節水できます。また紙類使用量においても、約130万枚、約65万円の経費削減につながります。

<温室効果ガスの総排出量の削減目標>

| 項目             | 基準値                      | 目標値                                 |
|----------------|--------------------------|-------------------------------------|
|                | 基準年度：2011(平成23)年度        | 2017(平成29)年度                        |
| 温室効果ガス<br>総排出量 | 25,235 t-CO <sub>2</sub> | 5%削減<br>(23,974 t-CO <sub>2</sub> ) |

<温室効果ガスの排出を直接抑制する取組>

| 取組項目                  | 目標                              |
|-----------------------|---------------------------------|
| ①電気使用量の削減             | 7%削減                            |
| ②燃料使用量の削減             | 灯油 5%削減                         |
|                       | A重油<br>都市ガス 現状維持                |
|                       | LPG 5%削減                        |
| ③公用車等における<br>燃料使用量の削減 | 5%削減<br>低公害車の割合(台数ベース)を25%以上とする |

<温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取組>

| 取組項目                | 目標                                    |
|---------------------|---------------------------------------|
| ④水道使用量の削減           | 5%削減                                  |
| ⑤紙類使用量の削減           | 5%削減                                  |
| ⑥ごみの減量と<br>リサイクルの推進 | ごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量とリサイクルを推進する         |
| ⑦緑化の推進              | 公共施設内の緑化を推進する                         |
| ⑧研修・教育等の推進          | 職員に対する研修機会などの提供<br>児童・生徒に対する環境教育を推進する |

<環境への負荷の低減に向けた取組>

| 取組項目              | 目標                              |
|-------------------|---------------------------------|
| ⑨グリーン購入の推進        | グリーン購入ガイドラインに掲げられたグリーン購入を目標とする  |
| ⑩公共事業における<br>環境配慮 | 環境負荷低減の推進<br>省エネルギー・新エネルギー導入の推進 |

## 資料4 酒田市グリーン購入推進に関する基本方針

### 1 目的

この基本方針は「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成12年法第100号）に基づき、酒田市において、環境配慮物品の調達（以下「グリーン購入」）を全庁的、計画的に推進することにより、市の事業活動によって発生する環境負荷の低減を図るとともに、市自らがグリーン購入を推進することにより、市民、事業者等への環境と調和した持続的発展が可能な循環型社会の実現の推進の輪を広げ、酒田市環境基本計画で定めた望ましい環境像「未来につなげよう酒田の自然・まちなみ・こころ」の実現を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、本市の全ての施設及び事務事業活動とする。

一部事務組合（酒田地区クリーン組合及び酒田地区消防組合）は対象外とするが、本基本方針の取り組みについての協力を要請するとともに、本基本方針の内容に準じた取り組みを展開していくものとする。

### 3 対象とする物品

グリーン購入の対象とする物品の範囲は、消耗品及び備品の購入、物品借上、印刷及び公共工事の発注とする。なお、その他の製品やサービスの購入・借上等についても、可能な限り本指針に基づくものとする。

### 4 物品やサービスの購入にあたっての基本的な考え方

物品やサービスの購入にあたっては、価格や機能、品質だけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入するものとする。その際、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要であり、適正な価格、機能、品質を確保し、以下の基準で物品等を選択するものとする。

また、物品購入の必要性を吟味するとともに、適正な量を購入するものとする。

#### （1） 製造段階での環境配慮

- ア 再生材料を使用しているもの（再生紙や再生樹脂等）
- イ 全廃材を使用しているもの（間伐材や小径木材等）
- ウ 再生しやすい材料を使用しているもの

#### （2） 使用段階での環境配慮

- ア 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- イ 修繕や部品の交換、詰め替えが可能なもの
- ウ 耐久性があり長期使用が可能なもの
- エ 梱包、包装が簡易なもの、又は梱包、包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

#### （3） 廃棄・リサイクル段階での環境配慮

- ア 素材別に分解、廃棄できるもの
- イ 回収、リサイクルシステムが確立しているもの

(4) その他の環境配慮

ア 製造、使用、廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの

イ 製造、使用、廃棄等の各段階で、環境負荷の大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの

(5) 環境ラベル等

第三者機関の認定する環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、PET再利用品マーク、国際エネルギースターロゴ、省エネ性マーク等）を取得したもの

5 グリーン購入の対象品目及び判断基準、購入目標

グリーン購入の対象品目及び判断基準、購入目標については「酒田市グリーン購入ガイドライン」で定めるものとし、各部署等で物品やサービスを購入する際には、「酒田市グリーン購入ガイドライン」に基づき、購入するものとする。

なお、「酒田市グリーン購入ガイドライン」は毎年度作成し、必要に応じ見直すものとする。

6 推進体制等

(1) グリーン購入の推進体制については、酒田市環境保全実行計画の推進のために組織された体制により行う。

(2) 物品等の調達を所轄する課等は、ガイドラインに定める目標が達成されるよう環境物品等の調達に積極的に努める。

(3) すべての職員は、自らの業務において環境物品等の調達に積極的に努めるとともに、ガイドラインに定める目標が達成されるよう協力しなければならない。

7 実績報告

グリーン購入の調達実績については、市民、事業者の自主的な取り組みを推進するため、酒田市環境保全実行計画の実施状況と併せて、定期的に公表するものとする。

8 関係事業者に対する要請

市は、物品等を納入する業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して、事業者自身がガイドラインに準じた取り組みを推進するよう働きかけるものとする。

9 基本方針の見直し

この基本方針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

<参考>平成24年度 酒田市グリーン購入ガイドライン（抜粋）

| 分類      | 主な品目                           | 主な判断の基準                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 用紙類     | コピー用紙<br>印刷用紙                  | <p>&lt;コピー用紙&gt;<br/>古紙配合率等により総合的に評価した総合評価値が80以上であること</p> <p>&lt;印刷用紙&gt;</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること</p> <p>②塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと</p> <p>※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること</p>           |
| 衛生紙類    | トイレトペーパー                       | <p>①古紙パルプ配合率100%であること</p> <p>※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 文具事務用品類 | ボールペン<br>マーキングペン<br>ファイル 等55品目 | <p>金属を除く主材料が以下の条件を満たすこと</p> <p>①プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること</p> <p>②木質の場合にあつては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること</p> <p>③紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること</p> <p>※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること</p>                                                                |
| 機器類     | いす 机 黒板<br>ホワイトボード<br>等8品目     | <p>金属を除く主材料が以下の条件を満たすこと</p> <p>①プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること</p> <p>②木質の場合にあつては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること</p> <p>③紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること</p> <p>※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること</p>                                                                |
| OA機器    | パソコン コピー機<br>プリンタ 等6品目         | <p>国際エネルギースタープログラムの数値基準を満たした製品又は同等の省エネルギー型のものであること</p> <p>&lt;コピー機・プリンタ&gt;<br/>使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること</p> <p>&lt;パソコン・ディスプレイ&gt;<br/>特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと</p> <p>&lt;トナーカートリッジ&gt;<br/>使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること 等</p> |

<参考>平成24年度 酒田市グリーン購入ガイドライン（抜粋）

| 分類       | 主な品目                  | 主な判断の基準                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家電製品     | 冷蔵庫 エアコン<br>テレビジョン受信機 | ①省エネラベリング制度の省エネ基準達成率100%以上であること<br>②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと<br>＜冷蔵庫 エアコン＞<br>冷媒等にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと                                                                           |
| 自動車      | 自動車                   | 新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。<br>①低排出ガスかつ低燃費車 ②電気自動車 ③天然ガス自動車<br>④ハイブリッド自動車 ⑤プラグインハイブリッド自動車<br>⑥燃料電池自動車 ⑦水素自動車 ⑧クリーンディーゼル自動車                                                 |
| 消火器      | 消火器                   | 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること                                                                                                                                                                               |
| 制服・作業着   | 制服・作業着                | ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること<br>②使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること |
| インテリア・寝装 | カーテン カーペット            | ＜カーテン＞<br>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。<br>＜カーペット＞<br>未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること                             |
| 作業手袋     | 作業手袋                  | 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること<br>※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること                                                                              |
| 印刷       | 印刷                    | 印刷用紙に係る判断の基準（用紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く）                                                                                                                                                 |
| 公共工事     | 盛土材等 塗料<br>タイル 等41品目  | 公共工事において、一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建設機械、工法又は目的物の優先調達に努める。                                                                                                                                                         |

## 1 職員メイン部門

|          |          |          |            |           |
|----------|----------|----------|------------|-----------|
| 本庁舎      | 中町庁舎     | 八幡総合支所   | 松山総合支所     | 平田総合支所    |
| 政策推進課    | 総務課      | 市史編さん室   | 職員課        | 情報管理課     |
| 財政課      | 税務課      | 納税課      | 管財課        | 契約検査課     |
| まちづくり推進課 | 市民課      | 環境衛生課    | 環境衛生課関連施設  | 文化スポーツ振興課 |
| 福祉課      | 子育て支援課   | 介護保険課    | 国保年金課      | 農政課       |
| 農林水産課    | 商工港湾課    | 観光物産課    | 八幡・地域振興課   | 八幡・市民福祉課  |
| 松山・地域振興課 | 松山・市民福祉課 | 平田・地域振興課 | 平田・市民福祉課   | 教育委員会・管理課 |
| 学校教育課    | 会計課      | 監査委員事務局  | 選挙管理委員会事務局 | 農業委員会事務局  |
| 議会事務局    |          |          |            |           |

## 2 市民メイン部門

## 総務部

とびしま総合センター

## 市民部

|                  |                 |                   |                  |                   |
|------------------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 交流ひろば            | 東禅寺コミュニティ防災センター | 宮野浦学区コミュニティ防災センター | 若浜学区コミュニティ防災センター | 富士見学区コミュニティ防災センター |
| 浜田学区コミュニティ防災センター | 泉学区コミュニティ防災センター | 松陵学区コミュニティ防災センター  | 港南学区コミュニティ防災センター | 琢成学区コミュニティ防災センター  |
| 西荒瀬コミュニティ防災センター  | 新堀コミュニティ防災センター  | 広野コミュニティセンター      | 浜中コミュニティセンター     | 黒森コミュニティセンター      |
| 十坂コミュニティセンター     | 東平田コミュニティ防災センター | 中平田コミュニティセンター     | 北平田コミュニティセンター    | 上田コミュニティ防災センター    |
| 本楯コミュニティセンター     | 南遊佐コミュニティセンター   | 一條コミュニティセンター      | 大沢コミュニティセンター     | 日向コミュニティセンター      |
| 南部コミュニティセンター     | 山寺コミュニティセンター    | 松嶺コミュニティセンター      | 内郷コミュニティセンター     | 田沢コミュニティセンター      |
| 郡鏡・山谷コミュニティセンター  | 南平田コミュニティセンター   | 砂越・砂越緑町コミュニティセンター | 北部農民センター         | 青沢克雪管理センター        |
| 斎場(浜中)           | 斎場(飛島)          | 八幡斎場              | やすらぎ霊園(生石)       | 川南やすらぎ霊園          |
| 希望ホール            | 土門拳記念館          | 市美術館              | 光ヶ丘野球場           | 光ヶ丘陸上競技場          |
| 光ヶ丘テニスコート        | 国体記念テニスコート      | 北テニスコート           | 光ヶ丘プール           | 光ヶ丘多目的グラウンド       |
| 市体育館             | 亀ヶ崎記念会館         | 南体育館              | 親子スポーツ会館         | 国体記念体育館           |
| 勤労者体育センター        | 八幡体育館           | 松山体育館             | 平田体育館            | 光ヶ丘球技場            |
| 武道館              | 南遊佐グラウンドゴルフ場    | 八森自然公園内体育施設       | 平田B&G海洋センター      | ヨットカヌー場(平田)       |

## 健康福祉部

|             |             |           |            |              |
|-------------|-------------|-----------|------------|--------------|
| 身体障害者福祉センター | 滝の里ふれあい館    | 児童センター    | はまなし学園     | 浜田保育園        |
| 本楯保育園       | 松陵保育園       | 若竹保育園     | 升田児童館      | 八幡保育園        |
| 市条保育園       | 松山保育園       | 平田保育園     | 仁助新田保育園    | 樽橋保育園        |
| 琢成学区学童保育所   | 浜田学区学童保育所   | 若浜学区学童保育所 | 富士見学区学童保育所 | 亀城・港南学区学童保育所 |
| 松原学区第1学童保育所 | 松原学区第2学童保育所 | 松陵学区学童保育所 | 泉学区第1学童保育所 | 泉学区第2学童保育所   |
| 宮野浦学区学童保育所  | 十坂学区学童保育所   | 市民健康センター  | 八幡保健センター   | 松山健康福祉センター   |
| 平田健康福祉センター  | 飛島診療所       | 看護専門学校    |            |              |

## 農林水産部

|              |            |        |                |              |
|--------------|------------|--------|----------------|--------------|
| 庄内バイオ研修センター  | 浜中農村研修センター | まいづる荘  | 農林研修施設はつらつセンター | みどり館         |
| 産直ららら        | 鳥海高原牧場     | 大沢集会施設 | 酒田農村環境改善センター   | 松山農村環境改善センター |
| 平田農村環境改善センター | 万里の松原      |        |                |              |

## 2 市民メイン部門(つづき)

## 商工観光部

|                   |            |           |           |             |
|-------------------|------------|-----------|-----------|-------------|
| 異業種交流プラザ          | 中央地下駐車場    | 船場町駐車場    | 勤労者福祉センター | まつやま会館      |
| みなと市場             | 福祉乗合バス等    | 大浜地区公衆便所  | 北港地区公衆便所  | 湯の台鉱山坑水処理施設 |
| さかた海鮮市場           | 酒田夢の倶楽     | 浜中歓迎塔     | 駅前歓迎塔     | 広野歓迎塔       |
| 豊里歓迎塔             | 平田歓迎塔      | 宮海海水浴場トイレ | 浜中海水浴場トイレ | 十里塚海水浴場トイレ  |
| 飛鳥海水浴場トイレ         | とびしまマリンプラザ | 飛鳥テキ穴     | 飛鳥公衆トイレ   | 眺海の森さんさん    |
| 眺海の森ふれあい研修施設(森の家) | 十二滝滝の茶屋    | 小林温泉      | 悠々の杜温泉施設  | 鳥海高原家族旅行村   |
| 湯の台温泉鳥海山荘         | 八森温泉ゆりんこ   |           |           |             |

## 教育委員会(社会教育)

|             |                 |           |      |         |
|-------------|-----------------|-----------|------|---------|
| 総合文化センター    | 清亀園             | 眺海の森天体観測館 | 資料館  | 松山文化伝承館 |
| 阿部記念館       | 旧鎧屋             | 旧白崎医院     | 城輪柵跡 | 南遊佐収蔵庫  |
| ひらた生涯学習センター | ひらた農村コミュニティカレッジ | 公益研修センター  |      |         |

## 教育委員会(図書館)

|       |      |           |           |           |
|-------|------|-----------|-----------|-----------|
| 中央図書館 | 光丘文庫 | 市立図書館八幡分館 | 市立図書館松山分館 | ひらた図書センター |
|-------|------|-----------|-----------|-----------|

## 教育委員会(学校)

|        |         |        |        |         |
|--------|---------|--------|--------|---------|
| 琢成小学校  | 浜田小学校   | 若浜小学校  | 富士見小学校 | 亀城小学校   |
| 松原小学校  | 港南小学校   | 松陵小学校  | 泉小学校   | 飛鳥小学校   |
| 西荒瀬小学校 | 新堀小学校   | 広野小学校  | 浜中小学校  | 黒森小学校   |
| 十坂小学校  | 宮野浦小学校  | 東平田小学校 | 中平田小学校 | 北平田小学校  |
| 鳥海小学校  | 南遊佐小学校  | 一條小学校  | 八幡小学校  | 地見興屋小学校 |
| 松山小学校  | 内郷小学校   | 田沢小学校  | 南平田小学校 |         |
| 第一中学校  | 第二中学校   | 第三中学校  | 第四中学校  | 第六中学校   |
| 飛鳥中学校  | 鳥海八幡中学校 | 松山中学校  | 飛鳥中学校  |         |

## 病院

|      |
|------|
| 八幡病院 |
|------|

## 3 事業部門

|           |            |             |             |            |
|-----------|------------|-------------|-------------|------------|
| 土木課       | スノーステーション  | 防災保安施設      | 京田一丁目ポンプ場   | 袖浦排水機場     |
| 建築課       | 公営住宅関係     | 下水道課        | 酒田市クリーンセンター | 八幡浄化センター   |
| 松山浄化センター  | 農業集落排水処理施設 | 柏谷沢地区簡易排水施設 | 都市計画課       | 都市公園関係     |
| 農村公園・広場施設 | 八幡・建設産業課   | 松山・建設産業課    | 平田・建設産業課    | 水道施設管理センター |
| 水道部管理施設   | 定期航路事務所    |             |             |            |

## 4 計画の対象ではないが、同様の取り組みをお願いする施設

|            |
|------------|
| 酒田地区広域行政組合 |
|------------|

資料6 温室効果ガス排出係数一覧

| 品名                                          | 用途、説明                 | 単位               | 算定対象ガス           | 排出係数     | *地球温暖化係数 | 算定対象ガス           | 排出係数      | 地球温暖化係数 |
|---------------------------------------------|-----------------------|------------------|------------------|----------|----------|------------------|-----------|---------|
| ガソリン                                        | 燃料                    | L                | CO <sub>2</sub>  | 2.322    | 1        | -                | -         | -       |
| 灯油                                          | 燃料                    | L                | CO <sub>2</sub>  | 2.489    | 1        | -                | -         | -       |
| 軽油                                          | 燃料                    | L                | CO <sub>2</sub>  | 2.585    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 上記のうち、船舶の航行に使用        | kL               | CH <sub>4</sub>  | 0.25     | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.073     | 310     |
| A重油                                         | 燃料                    | L                | CO <sub>2</sub>  | 2.71     | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 上記のうち、船舶の航行に使用        | kL               | CH <sub>4</sub>  | 0.26     | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.074     | 310     |
| LPG(液化石油ガス)                                 | 燃料                    | kg               | CO <sub>2</sub>  | 2.999    | 1        | -                | -         | -       |
| LNG(液化天然ガス)                                 | 燃料                    | kg               | CO <sub>2</sub>  | 2.703    | 1        | -                | -         | -       |
| 都市ガス                                        | 燃料                    | m <sup>3</sup>   | CO <sub>2</sub>  | 2.294    | 1        | -                | -         | -       |
| 電気                                          | 電気の使用量(外灯、防犯灯を除く)     | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.555    | 1        | -                | -         | -       |
| 平成16年度から平成23年度<br>までの東北電力における二酸化<br>炭素の排出係数 | 平成16年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.438    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 平成17年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.510    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 平成18年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.441    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 平成19年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.473    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 平成20年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.469    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 平成21年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.468    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 平成22年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.429    | 1        | -                | -         | -       |
|                                             | 平成23年度                | kwh              | CO <sub>2</sub>  | 0.547    | 1        | -                | -         | -       |
| 木材                                          | ボイラーの燃料として使用          | kg               | CH <sub>4</sub>  | 0.00110  | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.0000084 | 310     |
| 自動車の走行距離                                    | 普通乗用車(ガソリン、LPG)       | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000010 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000029  | 310     |
|                                             | バス(ガソリン)              | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000035 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000041  | 310     |
|                                             | 軽自動車(ガソリン)            | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000010 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000022  | 310     |
|                                             | 普通貨物車(ガソリン)           | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000035 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000039  | 310     |
|                                             | 小型貨物車(ガソリン)           | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000015 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000026  | 310     |
|                                             | 軽貨物車(ガソリン)            | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000011 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000022  | 310     |
|                                             | 特種用途車(ガソリン)           | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000035 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000035  | 310     |
|                                             | 乗用車(ディーゼル)            | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000002 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000007  | 310     |
|                                             | バス(ディーゼル)             | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000017 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000025  | 310     |
|                                             | 普通貨物車(ディーゼル)          | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000015 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000014  | 310     |
|                                             | 小型貨物車(ディーゼル)          | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000008 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000009  | 310     |
|                                             | 特種用途車(ディーゼル)          | km               | CH <sub>4</sub>  | 0.000013 | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.000025  | 310     |
|                                             | カーエアコンの使用             | HFC使用のカーエアコン使用台数 | 台                | HFC      | 0.010    | 1,300            | -         | -       |
| カーエアコンの破棄                                   | 破棄したカーエアコンに封入されたHFCの量 | kg               | HFC              | 1        | 1,300    | -                | -         | -       |
| 家畜                                          | 馬(ポニー含む)              | 頭                | CH <sub>4</sub>  | 2.1      | 21       | -                | -         | -       |
|                                             | 鶏                     | 羽                | CH <sub>4</sub>  | 0.011    | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.0293    | 310     |
| 水田                                          | 水田(水を張ったものに限る)        | m <sup>2</sup>   | CH <sub>4</sub>  | 0.016    | 21       | -                | -         | -       |
| 一般廃棄物の焼却                                    | 全焼却量(湿重量ベース)          | t                | CH <sub>4</sub>  | 0.00095  | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.0567    | 310     |
|                                             | 廃プラスチック類(乾重量ベース)      | t                | CO <sub>2</sub>  | 2.765    | 1        | -                | -         | -       |
| 下水処理量                                       | 終末処理場での処理量            | m <sup>3</sup>   | CH <sub>4</sub>  | 0.00088  | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.00016   | 310     |
|                                             | し尿処理場での処理量            | m <sup>3</sup>   | CH <sub>4</sub>  | 0.038    | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.00093   | 310     |
| 浄化槽                                         | 処理対象人員                | 人                | CH <sub>4</sub>  | 0.59     | 21       | N <sub>2</sub> O | 0.023     | 310     |
| 浄化槽汚泥の焼却                                    | 焼却量(湿重量ベース)           | t                | CH <sub>4</sub>  | 0.0097   | 21       | N <sub>2</sub> O | 1.09      | 310     |
| 麻酔剤(笑気ガス)                                   | 麻酔剤として使用した笑気ガス        | kg               | N <sub>2</sub> O | 1        | 310      | -                | -         | -       |

温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>ベース) = 使用量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

\*地球温暖化係数：各算定対象ガスがもたらす温室効果の程度を、二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数。